

令和 2 年 7 月 29 日付処分

所属	産業経済部農林水産政策課
職位	主事
年齢・性別	23 歳・男性
根拠法令	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに玉名市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
処分内容	(懲戒処分) 停職 6 ヶ月
処分理由	<p>地方公務員法違反 (信用失墜行為)</p> <p>令和 2 年 6 月 12 日 (金) 業務終了後、市内飲食店 2 軒にて飲酒後、自家用車を運転し自損事故を起こした。その後、駆けつけた玉名警察署員により事情聴取、飲酒検査を受け、基準を超えるアルコール分が検知された。</p> <p>このことは、法律を守るべき立場にある職員にあるまじき行為であり、全体の奉仕者たる公務員の自覚に全く欠けるもので、著しく信用を失墜させたその責任は極めて重大である。</p> <p>よって、上記根拠法令に基づき、停職 6 ヶ月の懲戒処分とするものである。</p>

※管理監督責任として、同日付で産業経済部長・農林水産政策課長を文書訓告、その他上司 3 名に口頭嚴重注意した。